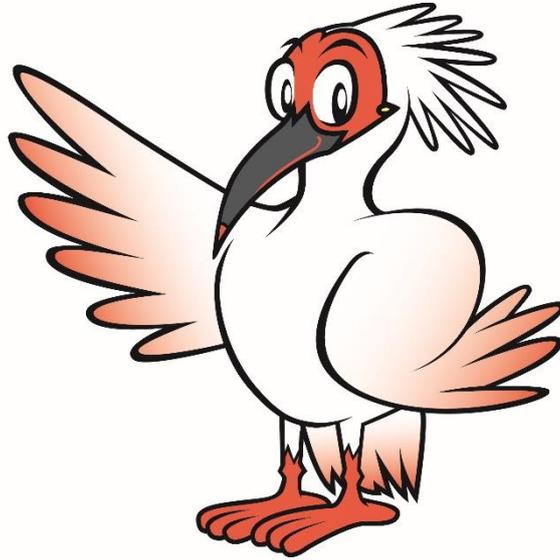


出雲市分別収集計画書

(第11期)



出 雲 市
令和7年(2025)7月

分別収集計画目次

1	計画策定の意義	3
2	基本的方向	3
3	計画期間	4
4	対象品目	4
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	4
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	5
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に 規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に 規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、行動していくことが重要である。

本市では、「第3次出雲市ごみ処理基本計画」（令和5年3月に策定）において、令和3年度を基準として、令和12年度にはごみ排出量を約4%削減し、資源化率9%以上（ただし、民間回収量は含まない。）を維持する目標値を設定した。この目標を達成するため、ごみの排出抑制・再使用の推進・再生利用の推進に向けた様々な取組を実施している。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、ごみの減量化及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、ごみの減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみ排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- (2) 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- (3) 市民・事業者・行政が一体となった排出抑制・再資源化の促進

これらの基本的方向に基づく市民・事業者・行政の役割分担を以下に示す。

- ・市民 分別収集計画に基づく分別排出の徹底、マイバッグ持参の徹底等による容器包装廃棄物の削減。
- ・事業者 過剰包装の自粛、リターナブル容器への転換と回収の促進、環境への負荷が少ない製品の開発・販売、店頭での容器包装廃棄物の回収促進。
- ・行政 分別収集ステーションの整備、処理・保管施設の適正管理・運営、分別収集計画の周知、市民・事業者と連携した啓発活動の実施。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

なお、紙製容器包装は、雑がみとして雑誌等と混合収集する。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりとする。

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	13,053 t	13,036 t	13,020 t	13,003 t	12,986 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、表2に示す方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

表2 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策

方 策 名	具 体 的 内 容	公共関与
効果的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に、ごみの分別や減量化について、ごみの分け方・出し方ガイドブック、広報いずも、環境情報サイト「出雲エコなび」やごみ出しおたすけアプリ「さんあ〜る」、市SNSへの投稿など様々な広報媒体を活用し、情報発信を図る。 ・ 情報の内容は、分かりやすく実践しやすいものとする。 	○
小学生を対象にしたごみ減量化教室等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生を対象としたごみ減量化教室を、出雲科学館や斐川環境学習センター、市の廃棄物処理施設等で開催する。 	○
地域でのごみ減量研修等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全連合会各支部や小中学校PTA等が、ごみの減量化をテーマにした研修会の開催や地域イベントでの環境ブース出展などの啓発活動を行う。 	○
事業所ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル等の取組が遅れている業種やごみの種類について、ごみの発生の抑制やリサイクル策を業界団体や個別事業所と連携して取り組む。 	○
マイバッグ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ レジ袋有料化に伴い、更なるマイバック持参運動を推進する。 	○
リサイクルショップの活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内にあるリサイクルショップを市ホームページ等で紹介、リユース、リサイクルを推進する。 	○
事業者による回収等	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパー等が食品トレイ、紙パック、空き缶、ペットボトル等を店頭回収する。 ・ 販売店がリターナブル容器を回収する。 ・ 民間事業者が開設しているリサイクルステーションについて、ホームページ等で周知する。 	○

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分は、表3のとおりとする。

表3 分別収集する容器包装の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		飲料用空き缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	空きびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		古紙(紙パック)*
主として段ボール製の容器		古紙(ダンボール)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		古紙(雑誌・雑がみ)
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル

*紙パックについては、雑誌・雑がみに含まれている場合が多いため、単独集計はしていない。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

表4 分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	18 t									
主としてアルミ製の容器	29 t									
無色のガラス製容器	(合計) 179 t		(合計) 179 t		(合計) 178t		(合計) 178 t		(合計) 178 t	
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 179t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 179t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 178t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 178t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 178 t
茶色のガラス製容器	(合計) 152 t									
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 152 t								
その他のガラス製容器	(合計) 152 t		(合計) 151 t		(合計) 151 t		(合計) 151 t		(合計) 151 t	
	(引渡)量 152 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 151 t	(独自)処理量 0 t						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主として段ボール製の容器	262 t		262 t		261 t		261 t		261 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 122 t									
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 122 t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) -									
	(引渡)量 -	(独自)処理量 -								
(うち白色トレイ)	(合計) -									
	(引渡)量 -	(独自)処理量 -								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝ 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、第3次出雲市ごみ処理基本計画の人口推計の変動率を考慮し、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
171,459人 (対前年度比)	171,237人 (対前年度比)	171,015人 (対前年度比)	170,793人 (対前年度比)	170,571人 (対前年度比)
99.7962%	99.8704%	99.8702%	99.8700%	99.8699%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者(実施主体)は、表5のとおりとする。

平田地域及び佐田地域の紙パック、段ボール、その他の紙製容器包装については、市民(排出者)により分別し排出されたものを市が収集して民間業者に引き渡し、民間業者により再生利用をする。

スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器については、市民(排出者)が分別して排出したものを市が収集し、選別・圧縮等し、保管する。

また、スーパーマーケット等で行われる、スチール缶、アルミ缶、紙パック、白色トレイ、ペットボトル等の店頭回収については、積極的に実施してもらうように働きかけることとする。

表5 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	飲料用空き缶	市による定期収集	市 民間業者
	アルミ製容器		スーパー等店頭回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	空きびん	市による定期収集	市 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器		スーパー等店頭回収	民間業者
紙類	飲料用紙容器	古紙(紙パック、段ボール、雑誌・雑がみ)	市による定期収集	市 民間業者
	段ボール			
	その他の紙製容器包装		スーパー等店頭回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	民間業者
			スーパー等店頭回収	民間業者
	白色トレイ	白色トレイ	スーパー等店頭回収	民間業者
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	スーパー等店頭回収	民間業者

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)

分別収集の用に供する施設の整備は表 6 のとおりとする。

表 6 分別収集の用に供する施設整備概要

分別収集する 容器包装廃棄 物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	飲料用空き缶	指定袋	平ボディ車 ダンプ車	出雲クリーンプラザ 斐川クリーンステーション 佐田クリーンセンター (保管)
アルミ製容器				平田不燃物処理センター (選別・圧縮・保管)
無色のガラス製 容器	空きびん	指定袋	平ボディ車 ダンプ車	出雲クリーンプラザ (選別・破碎・保管)
茶色のガラス製 容器				
その他のガラス 製容器				
飲料用紙容器	紙パック	縛る	パッカー車 平ボディ車 ダンプ車	出雲クリーンプラザ (選別・圧縮・保管) 平田地域資源ごみストックヤード (保管)
段ボール	段ボール	縛る		
その他の紙製 容器包装	雑誌・雑がみ	縛る		
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	平ボディ車 ダンプ車	業者委託 (選別・圧縮・保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集の実施に関し、今後取り組む施策は、出雲市の一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）との整合を図るものとする。

表7に分別収集の実施に関する具体的施策を示す。

表7 分別収集の実施に関する具体的施策

施策名	具体的内容
リサイクルステーションの適正配置	・ 古紙等の回収を促進するために、リサイクルステーションの適正配置を図る。
分別の徹底	・ より一層のごみの正しい分別、再資源化を図るため、分別排出の周知徹底、市民の意識高揚に努める。
外国人住民への分別の周知徹底	・ 外国人住民への分別の周知徹底を図るため、転入時の説明や勤務先での説明会を実施する。
事業者への分別排出の徹底・指導	・ 事業系の一般廃棄物の削減について、排出抑制及び資源化を推進するため分別排出の徹底・指導を進める。